

大分県

お試し発注支援事業

～ 企業と事業所をつなぐ、はじめの一步を応援します ～



就労継続支援A型事業所およびB型事業所（以下「事業所」という。）への発注を検討している企業等に対し、事業所とのマッチング支援を行い（注1）、これまで発注をしたことがない業務を試行的に事業所に発注する際の工賃等を助成し、福祉との連携を推進します。

一般社団法人
おおいた共同受注センター（注2）が
仲介してマッチングを行います。
お気軽にご相談ください。



マッチング



まずは
ご相談ください！



（注1）必ずマッチングできるとは限らないことをご了承ください。

（注2）大分県内事業所が会員となり、民官公等からの仕事の共同受注を行っています。



事業実施主体

事業実施主体は、次の要件を全て満たすものとする。

- （1）大分県内に事務所（又は事業所）を有する法人及び個人事業主
- （2）初めて就労継続支援事業所へ業務の委託又は発注を行う者
- （3）今後も就労継続支援事業所の生産活動に関する業務の委託又は発注を積極的に検討している者

※同一法人内での業務委託及び発注を除く。



申請方法

おおいた共同受注センターに事前相談の上、事業申込書を作成して提出してください。

※申込をしたのち、さらに事業実施計画等の書類提出を経て、交付決定後の事業着手になります。

申請書類は大分県HPからダウンロードください。



大分県HP
（申請書類のダウンロード）



申請書類

事業実施計画（様式1）

以下、添付書類

- （1）事業実施主体と就労継続支援事業所との間で結んだ契約の内容がわかる書類（覚書など）
- （2）支払経費ごとの内訳を記載した資料
- （3）消費税課税事業者届出書（別紙1）
- （4）事業実施主体の本人確認書類（個人の場合は運転免許証の写し、法人の場合は定款の写し等）
- （5）その他センターが必要と認める書類



助成金

10/10以内とする。ただし、支払い額の上限は次のとおりとする。

就労継続支援A型事業所への発注 最大 72,100円

就労継続支援B型事業所への発注 最大 50,000円



補助対象経費

事業実施主体が当該事業を実施するのに要する次に掲げる経費

- （1）障がい者及び指導員に支払う賃金・工賃（報酬）
- （2）障がい者及び指導員の送迎にかかる経費（費用弁償）



こんな業務が対象です（例）



車両の清掃



ホテル等施設清掃



データ入力

など



問い合わせ先

一般社団法人 おおいた共同受注センター



TEL：097-529-7622



FAX：097-529-7939



E-mail：info@oitakyojyu.net